

改 正 案			現 行		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ↳ 36	(略)	(略)	1 ↳ 36	(略)	(略)
37	一 (略)	(略)	37	一 (略)	(略)
	二 法及び租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)に基づく事務のうち、同令第二十五条の四第二項及び第十七項の規定による認定	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市		二 法及び租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)に基づく事務のうち、同令 <u>第二十条の二第十四項、第二十五条の四第二項及び第十七項並びに第三十八条の四第二十四項</u> の規定による認定	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市、久喜市
	三～六 (略)	(略)		三～六 (略)	(略)
38 ↳ 104	(略)	(略)	38 ↳ 104	(略)	(略)
105	一～三 (略)	(略)	105	一～三 (略)	(略)
	四 条例に基づく事務のうち、条例第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定(市町村に置かれる建築主事等(法第六条第一項の建築主事	秩父市、飯能市、深谷市		四 条例に基づく事務のうち、条例第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の八第四項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定(市町村に置かれる建築主事等(法第六条第一項の建築主事	秩父市、飯能市、深谷市

改 正 案			現 行		
	等をいう。)の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)			等をいう。)の確認の対象となる建築物に係るものに限る。)	
	<p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第三号及び第五十六条の七第六項の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、<u>第五十六条の八第五項第二号</u>及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>2 (略)</p>	<p>各市町村（上欄に掲げる事務で前三号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>		<p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第三号及び第五十六条の七第六項の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、<u>第五十六条の八第四項第二号</u>及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>2 (略)</p>	<p>各市町村（上欄に掲げる事務で前三号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>
106 ↳ 116	(略)	(略)	106 ↳ 116	(略)	(略)